

神戸市新規採用介護職員に関する住宅手当等補助の申請手続き等について

介護保険施設・介護サービス事業所の人材確保支援として、事業所所在地の区外から新たに正規の介護職員を採用した際に、事業所運営法人に対して住宅手当支給額等の一部を補助します。

1. 補助対象介護職員

神戸市内の事業所に勤務する介護職員であって、次のいずれにも該当するものになります。

- (1) 雇用された日から3年以内であること。
- (2) 正規職員であること。
- (3) 雇用日から3ヵ月以前の住所が、事業所の所在する行政区以外であること。

※「介護職員」とは主たる業務として直接介護を行う従事者です。

2. 補助対象事業者

補助事業の対象となる者は、神戸市内の法人であって、次のいずれかに該当する者です。

- (1) 住宅手当制度を現に有する、または当該年度中に新設する法人。
- (2) 補助対象介護職員の宿舎として民間賃貸住宅等の居室を借り上げ、補助対象介護職員に宿舎として居住させている法人。ただし、法人等が所有する居室は除くものとする。

3. 補助対象経費

補助事業の対象となる経費は、以下における費用となります。

- (1) 補助対象事業者が当該年度内に、補助対象介護職員に支給する住宅手当に要する費用。
- (2) 補助対象事業者が当該年度内に、補助対象職員の宿舎として借り上げる居室にかかる費用のうち、賃借料、共益費、管理費（以下「賃借料」という。）。ただし、法人が補助対象介護職員から賃借料の一部を徴収している場合は、当該徴収額を補助対象経費から控除する。

4. 補助金額

補助対象職員を雇用した月数に 14,000 円を乗じて得た補助基準額と、法人が負担する補助対象経費の実支出額に 2 分の 1 を乗じて得た額を比較して少ない方の額となります。ただし、雇用期間に 1 月に満たない端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

(例1) 令和 5 年 4 月 1 日から新規雇用となり、毎月 40,000 円の住宅手当を支給している場合

補助対象経費：住宅手当 40,000 円 × 12 ヶ月 = 480,000 円

480,000 円 × 2 分の 1 = 240,000 円

補助基準額：14,000 円 × 12 ヶ月 = 168,000 円

⇒補助額は 168,000 円

(例2) 令和 5 年 6 月 15 日から新規雇用となり、毎月 40,000 円の住宅手当を支給している場合

補助対象経費：住宅手当 40,000 円 × 10 ヶ月 = 400,000 円

400,000 円 × 2 分の 1 = 200,000 円

補助基準額：14,000 円 × 9 ヶ月 = 126,000 円

⇒補助額は 126,000 円

5. 申請方法

昨年度までは電子メールで申請書データをご提出いただいておりましたが、今年度から e-KOBE (電子申請) でご申請ください。



■手続き名

【介護保険施設】神戸市新規採用介護職員に関する住宅手当等補助事業（当初申請）

■申請方法

二次元バーコードを読み取り または 二次元バーコードをクリックして
申請フォームにアクセス

※e-KOBE の操作方法等について、別紙 PDF「e-KOBE (電子申請) による補助金申請手続きのご案内」を必ずご一読ください。

※e-KOBE からの申請は、法人がとりまとめて行ってください。事業所ごとの申請は受付できません。

6. 申請期間

下記の申請期間中に、e-KOBE 申請フォームからご申請ください。

当初申請	令和5年11月7日（火曜）から令和5年12月15日（金曜）
決定通知交付	申請受付後、e-KOBE で順次発送
変更申請	交付決定通知を受領してから、令和6年4月5日（金曜）まで
中止・廃止申請	交付決定通知を受領してから、令和6年4月5日（金曜）まで
実績報告	交付決定通知を受領してから、令和6年4月5日（金曜）まで

※交付決定を受けた内容から変更が生じた場合は、変更申請を行い、変更交付決定通知を受ける必要があります。

※実績報告完了後、補助金をお支払いします。

※予算額を超える申請があった場合には、先着順により、予算範囲内で補助対象事業者を決定いたしますので、あらかじめご了承ください。

7. 問い合わせ先

神戸市福祉局介護保険課 神戸市新規採用介護職員に関する住宅手当等補助事業担当
(電話番号) 078-322-6229

(電子メール) kobekaigohokenka2@office.city.kobe.lg.jp